平成29年度第1回 障害者総合支援法及び児童福祉法 に基づく集団指導資料

「人員・設備・運営基準及び実地指導における主な指摘事項について」

SAPP RO 平成29年8月24日(木) 札幌市保健福祉局障がい福祉課 指導担当

# 目 次

1 一般原則・基本方針・・・・・P. 3	(2) 自立支援給付等の算定に係る指摘事項	
2 人員·設備·運営基準····P.11	① 福祉·介護職員処遇改善加算·P.33	
3 指導・監査の実施状況・・・・・P.24	5 その他の留意事項	
4 実地指導における主な指摘事項	① 法人が主催する旅行への 移動支援の利用禁止・・・・P.34	
(1) 運営基準に係る指摘事項	② 同一日の重複請求・・・・P.35	
① 運営規程・・・・・・・ P.28	③ 就労継続支援A型の見直し・・P.36	
② 勤務体制の確保・・・・・P.29	④放課後等デイサービスの見直し P.37	
③ 非常災害対策、掲示···P.30	6 自己点検表について・・・・・P.38	
④ 苦情解決、会計の区分・・・・P.31	7 事故報告について・・・・・・P.39	
⑤ 定員の遵守、その日常生活費 • P.32	8 関係法令・・・・・・・・P.40	

療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助

- ①指定障害福祉サービス事業者(療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
- ②指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- ③指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の 擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等め、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省令第171号)

〔指定障害福祉サービス事業者の一般原則〕

### 指定障害者支援施設等

- ①指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。
- ②指定障害者支援施設等は、 利用者の意思及び人格を 尊重して、常に当該利用 者の立場に立った施設障 害福祉サービスの提供に 努めなければならない。
- ③指定障害者支援施設等は、<u>利</u> 用者の人権の擁護、虐待の 防止等のため、責任者を設 置する等必要な体制の整備 を行うとともに、その従業 者に対し、研修を実施する 等の措置を講ずるよう努め なければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に 関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)

〔指定障害者支援施設等の一般原則〕

### 1 一般原則•基本方針

### 指定地域移行支援

- ①指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。
- ②指定地域移行支援の 事業は、利用者の意 思及び人格を尊重し、 常に当該利用者の立 場に立って行われる ものでなければなら ない。
- ③指定地域移行支援の事業を行う指定一般相談支援事業者(以下この章において「指定地域移行支援事業者」という。)は、自らその提供する指定地域移行支援の質の評価を対象行支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の 人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)

〔第2章 第1節 基本方針〕

#### 指定地域定着支援

- ①指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行われるでなければならない。
- ②指定地域定着支援の事業は、 利用者の意思及び人格を尊 重し、常に当該利用者の立 場に立って行われる</u>もので なければならない。
- ③指定地域定着支援の事業を行う指定一般相談支援事業者(以下この章において「指定地域定着支援事業者」という。)は、自らその提供する指定地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)

〔第3章 第1節 基本方針〕

#### 指定計画相談支援

- ①指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならない。
- ②指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- ③指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

- ④指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。
- ⑤指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。
- ⑥指定特定相談支援事業者は、<u>自ら</u>その提供する指定計画相談支援の<u>評価を行い、</u>常にその改善を図らなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の 人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第28号) 〔基本方針〕

### 指定障害児通所支援事業者

- ①指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第27条第1項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。
- ②指定障害児通所支援事業者等は、当該指定 障害児通所支援事業者等を利用する障害 児の意思及び人格を尊重して、常に当該 障害児の立場に立った指定通所支援の提 供に努めなければならない。

- ③指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第20条及び第49条において「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- ④指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する**障害児** の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年2月3日厚生労働省令第15号)

〔指定障害児通所支援事業者等の一般原則〕

#### 1 一般原則•基本方針

### 指定障害児入所施設等

- ①指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の 意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計 画(以下「入所支援計画」という。)を作成し、これに基づ き障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効 果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ず ることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援 を提供しなければならない。
- ②指定障害児入所施設等は、当該指定障害 児入所施設等を利用する障害児の意思及 び人格を尊重して、常に当該障害児の立 場に立った指定入所支援の提供に努めな ければならない。

- ③指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第46条において「障害福祉サービス」という。)を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- ④指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する**障害児の人権の 擁護、虐待の防止**等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年2月3日厚生労働省令第16号)

〔指定障害児入所施設等の一般原則〕

### 指定障害児相談支援

- ①指定障害児相談支援の事業は、 障害児又は障害児の保護者(以 下「障害児等」という。)の意 思及び人格を尊重し、常に当該 障害児等の立場に立って、行わ れるものでなければならない。
- ②指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- ③指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、<u>多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮</u>して行われるものでなければならない。

- ④指定障害児相談支援の事業は、 当該障害児等に提供される<u>福祉</u> サービス等が特定の種類又は特 定の障害児通所支援事業を行う 者に不当に偏ることのないよう、 公正中立に行われるものでなけ ればならない。
- ⑤指定障害児相談支援事業者は、市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。
- ⑥指定障害児相談支援事業者は、自らその提供 する指定障害児相談支援の評価を行い、常に その改善を図らなければならない。

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第29号)

〔基本方針〕

## 管理者、サービス管理責任者等に関する基準

職種	配置基準	サービス内容
管理者	原則として専ら管理業務 に従事する者を配置する。	全てのサービス
サービス提供責任者	1人以上配置する。	居宅介護、重度訪問介護、同 行援護、行動援護、移動支援
サービス管理責任者	1人以上配置する。	障害福祉サービス(短期入所 を除く)
相談支援専門員	1人以上配置する。	地域相談支援、計画相談支援、 障害児相談支援
児童発達支援管理責任者	1人以上配置する。	障害児(通所・入所)支援

管理者、サビ管等を変更した場合は、変更日から10日以内に「変更届」を事業者指定担当係に提出すること。

### 2 人員・設備・運営基準

#### 変更届出書

指定内容に変更が生じた場合、変更届書が必要です。

#### 変更届が必要な項目

事業所の名称、所在地

申請者の名称、主たる事業所の所在地

代表者の氏名・住所(役員を含む))

定款・寄付行為等及び登記簿謄本又は条例等

事業所の平面図及び設備の概要

事業所の管理者の氏名・住所

事業所のサービス提供責任者(サービス管理責任者)の氏名・住所

主たる対象者

運営規程

給付費の請求に関する事項

事業所の種別

協力医療機関の名称及び診療科名並びに契約内容

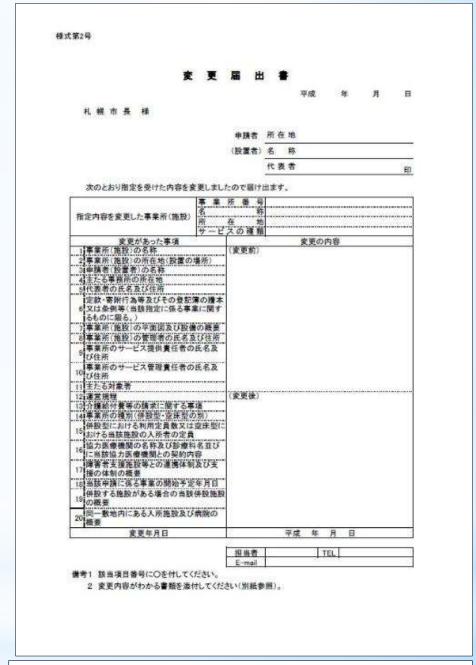
障害者支援施設等との連携体制及び支援体制の概要

事業の開始予定年月日

併設する施設がある場合の当該併設施設の概要

同一敷地内になる入所施設及び病院の概要

法人事業所・事業所の電話番号、FAX番号、Eメールアドレス

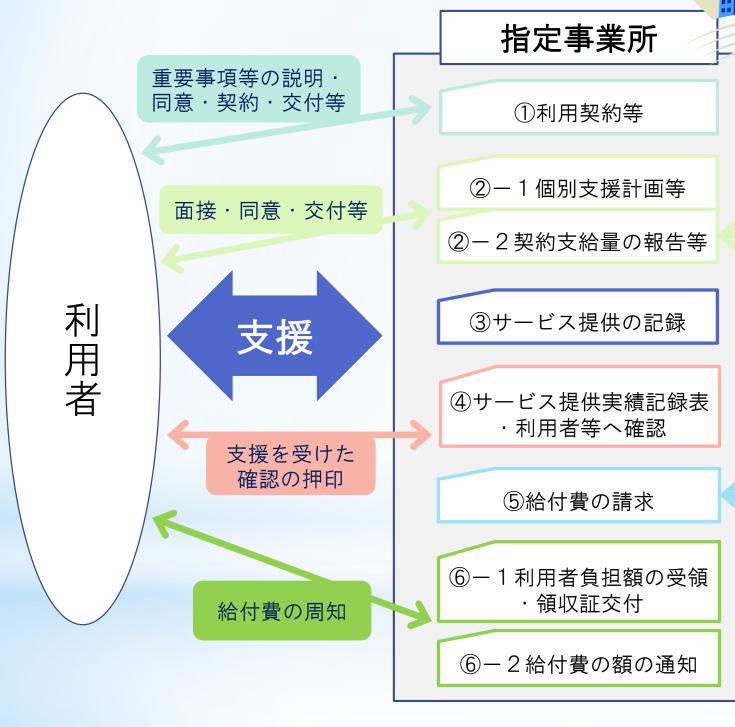


http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/11\_henkoutodoke.html

札幌市 障害 変更届 検索

# 2 人員・設備・運営基準

# サービス提供の流れ



※②一1:短期入所を除く。 契約内容報告書

シ

ス

テ

厶

入

力

支給決定市町村 (札幌市は支給決定区)

国保連合会

※⑤:移動支援は支給決定区へ提出。

# サービス提供の流れ ①利用契約等

#### 重要事項説明書

○事業者は、支給決定障害者等がサービスの利用の申込みを行ったときは、当該申込みを行った者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

(市条例43号第16条第1項 他)

#### ○重要事項を記した文書

**運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時 の対応、苦情処理の体制等**の利用申込者がサービ スを選択するために必要な重要事項。

(解釈通知 H18障発1206001号)

#### 契約書

〇事業者は、<u>社会福祉法第77条の規定に基づき書面</u> <u>の交付</u>等を行う場合は、利用者の障害の特性に応 じた適切な配慮をしなければならない。

(市条例43号第16条第1項 他)

#### 〇社会福祉法第77条の規定

- ・ 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ・当該事業の経営者が提供する事業の内容
- ・当該事業の提供につき利用者が支払うべき額に 関する事項
- ・ 当該事業の提供開始年月日
- 事業に係る苦情を受け付けるための窓口 (解釈通知 H18障発1206001号)